

令和元年度 総合評価落札方式の評価基準の 見直しについて（工事）

令和元年7月25日
中部地方整備局 港湾空港部

- ◆令和元年8月1日以降に公告する工事より適用するものです。
- ◆本方針に基づき個別の工事に適用される評価項目等は、各工事の入札説明書を参照してください。
- ◆本方針の内容は変更する場合がありますので、以下ホームページでご確認願います。
- ◆問い合わせ窓口
 - 中部地方整備局港湾空港部：pa.cbr-nyuusatsu@mlit.go.jp（担当：品質確保室）
 - 本資料に対する質問と回答は、中部地方整備局港湾空港部入札・契約情報ホームページ（<http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/20/21/26/>）に掲載します。

1. 企業の能力等の基準見直しについて

- ・港湾工事における作業船保有状況評価の拡大 …… 1

1. 港湾工事における作業船保有状況評価の拡大

方針 港湾工事における作業船保有状況評価の拡大

港湾工事において、作業船は必要不可欠であるが、作業船の保有は企業努力で確保されているところである。一方、作業船の隻数は、年々、減少しているところであり、港湾工事の品質確保のため、これまで作業船の保有形態及び環境性能に対して評価を行ってきたが、新たに新造に対して評価を行う。

WTO、チャレンジ型以外の工事に適用

現行基準

- 該当案件に使用する船舶については、自社で持ち分比率100%の船舶を所有する場合「1点」、持ち分比率100%未満の船舶を保有する場合、保有率（%）に満点（1点）を乗じ、100で割り戻した数（例：50%×1÷100 =0.5点）を加点。
- ※自社保有船舶とは、100%自社保有または親会社と共有で100%所有する船舶、もしくはファイナンスリース船舶を指す。
- 評価した作業船において、搭載されている原動機の「窒素酸化物放出基準」（以下基準）適合の有無について、適合する場合「1点」を加点するが、平成22年改正前の基準に適合する船舶の場合、評価点に0.5を乗じた値（例：1×0.5=0.5）を評価点とする。

新基準

- 「保有形態」の評価は、該当案件に使用する船舶について、自社で持ち分比率100%の船舶を所有する場合「1点」、持ち分比率100%未満の船舶を保有する場合、持ち分比率（%）に満点（1点）を乗じ、100で割り戻した数（例：50%×1÷100 =0.5点）を加点。
- ※自社保有船舶とは、100%自社保有または親会社と共有で100%所有する船舶、もしくはファイナンスリース船舶を指す。
- 「環境性能」の評価は、作業船を所有するとともに「窒素酸化物放出基準」（以下基準）を満足しているものを対象とし、作業船に設置された原動機や主発電機等の「全ての原動機製造後（新品取替）」及び「中古船の買収」のみに関わる当該申請者の出資比率（%）に満点（0.5点）を乗じ、100で割り戻した数（例：50%×0.5÷100 =0.25点）を加点。なお、平成22年改正前の基準に適合する船舶の場合は、上記の算出点に0.5を乗じた値を加点。
- 「新造」の評価は、平成22年7月以降に自ら新造し、かつ作業船の財産を所有するとともに環境性能を満足する場合「1点」、新造のみに関わる出資比率100%未満の船舶を保有する場合、出資比率（%）に満点（1点）を乗じ、100で割り戻した数（例：50%×1÷100 =0.5点）を加点。
- ※「環境性能」と「新造」の重複した評価はしない。

1. 港湾工事における作業船保有状況評価の拡大

見直し「前」(現行基準)

評価項目		評価基準	配点	
作業船の保有等	当該工事に使用する作業船の保有	持ち分比率100%のいずれかの作業船を保有	1.0点	1.0点
		持ち分比率100%未満のいずれかの作業船を保有	(注1)	
		いずれの作業船も保有していない	0.0点	
	上記項目(当該工事に使用する作業船の保有)で評価した作業船に搭載されている原動機の窒素酸化物放出基準適合の有無(注2)	全ての原動機が窒素酸化物放出基準を満足	1.0点	1.0点
いずれかの原動機が窒素酸化物放出基準を満足していない、または、いずれの作業船も保有していない		0.0点		

(注1)他社との共有船舶(共同保有)による申請については、当該申請者の持ち分比率を乗じた値を評価対象の加算点とする。

(注2)環境性能の高い作業船とは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)」第19条の3に基づく「窒素酸化物の放出量に係る放出基準」(平成22年改正)を満足していることとする。なお、平成22年改正前の「窒素酸化物の放出量に係る放出基準」を満足している作業船の申請については、配点に0.5を乗じた値を評価対象の加算点とする。

見直し「後」

評価項目		評価基準	配点	
作業船の保有等	当該工事に使用する作業船の保有 形態	持ち分比率100%のいずれかの作業船を保有	1.0点	1.0点
		持ち分比率100%未満のいずれかの作業船を保有	(注1)	
		いずれの作業船も保有していない	0.0点	
	上記項目(当該工事に使用する作業船の保有)で評価した作業船の 環境性能 (注2)(注3)(注4)	全ての原動機が 環境性能 を満足(出資比率100%)	0.5点	0.5点
		全ての原動機が 環境性能 を満足(出資比率100%未満)	(注5)	
	作業船の新造(注2)(注3)	いずれかの原動機が 環境性能 を満足していない、または、いずれの作業船も保有していない	0.0点	1.0点
自ら新造し、かつ作業船の財産を所有し環境性能を満足する(出資比率100%)		1.0点		
自ら新造し、かつ作業船の財産を所有し環境性能を満足する(出資比率100%未満)		(注6)		
	新造なし	0.0点		

(注1)他社との共有船舶(共同保有)による申請については、持ち分比率を乗じた値を評価対象の加算点とする。

(注2)環境性能を満足する作業船とは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)」第19条の3に基づく「窒素酸化物の放出量に係る放出基準」(平成22年改正)を満足していることとする。

(注3)「環境性能」と「新造」の重複した評価はしない。

(注4)平成22年改正前の「窒素酸化物の放出量に係る放出基準」を満足している作業船の申請については、配点に0.5を乗じた値を評価対象の加算点とする。

(注5)作業船に設置された原動機や主発電機等の「全ての原動機製造後(新品取替)」及び「中古船の買収」のみに関わる出資比率を乗じた値を評価対象の加算点とする。

(注6)新造のみに関わる出資比率を乗じた値を評価対象の加算点とする。